

2022年6月8日

企業会計基準委員会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウンティング・サポート部

企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等に対するコメント

貴委員会から2022年3月30日付で公表されました企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準改正案」という。）、企業会計基準公開草案第72号（企業会計基準第25号の改正案）「包括利益の表示に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第72号（企業会計基準適用指針第28号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下「税効果適用指針改正案」という。）等（以下、合わせて「本公開草案」という。）について、私どもの意見を下記のとおり提出いたします。

記

質問1（税金費用の計上区分に関する質問）

（質問 1-1）税金費用の計上区分についての原則に関する質問

本公開草案においては、税金費用の計上区分についての原則として、当事業年度の所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

（質問 1-2）複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する金額を算定することが困難な場合の取扱いに関する質問

本公開草案においては、例外的な定めとして、複数の区分に関連することにより、株主資本又はその他の包括利益に計上する法人税、住民税及び事業税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上することができることとすることを提案しています。また、当該定めに該当する取引として退職給付に関する取引を想定していることを記載することで、現時点における当該例外的な定めの対象を明確化することとしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

（質問 1-3）その他の会計処理に関する質問

本公開草案において提案している原則に関連するその他の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

（質問 1-4）その他の包括利益の開示に関する質問

本公開草案においては、本公開草案において提案している原則に従ってその他の包括利益に計上される法人税、住民税及び事業税等について、「税効果の金額」に関して求められる開示に含めるとともに、両者をあわせて「税金費用の金額」とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 2（グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果に関する質問）

（質問 2-1）連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱い及び子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱いに関する質問

本公開草案においては、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直し及びそれに伴う子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異の取扱いの見直しについて提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案に同意する。ただし、次の事項について明確化を検討いただきたい。

子会社株式等の再売却に係る会計処理の考え方

税効果適用指針改正案では、連結会社間における子会社株式等の売却に係る売却損益に係る一時差異に対する繰延税金資産または繰延税金負債（以下「繰延税金負債等」）について、「税引前当期純利益と税金費用との対応関係」の改善を図る趣旨から、連結決算手続上、消去することが提案されている。また、個別財務諸表では、当該一時差異に対する繰延税金負債等を計上するとし、その理由の一つとして、計上しないと「税引前当期純利益と税金費用との対応関係が図られない」ことが挙げられている（税効果適用指針改正案第143-2項）。

しかしながら、税効果適用指針改正案では、子会社株式等の再売却等について、その意思決定時点で、連結決算手続上、売却元企業の個別財務諸表で計上した当初売却時の売却損益に係る一時差異に関する繰延税金負債等の消去額を戻し入れる会計処理が提案されており（税効果適用指針改正案第39項）、当該提案によると、企業集団内において子会社株式等を再売却する場合、連結財務諸表上、当初の売却取引から発生した売却損益が実現しないにもかかわらず税金費用が計上され、「税引前当期純利益と税金費用との対応関係」を図るという改正の趣旨とは異なる結果となる処理が含まれることになる。

したがって、企業集団内における子会社株式等の再売却における会計処理を税効果適用指針改正案第39項の処理に含めた理由を企業集団外部の第三者に対する再売却と別に結論の背景で記載することをご検討いただきたい。

（質問 2-2）連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の個別財務諸表における取扱いに関する質問

本公開草案においては、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の個別財務諸表における取扱いについては、見直さないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 3（適用時期等に関する質問）

本公開草案の適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 4（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

本公開草案に関して、次の事項について検討いただきたい。

税法が改正された場合の取扱いの追加

所得に対する法人税、住民税及び事業税等を、その発生源となる取引等の処理と整合させ、損益、株主資本およびその他の包括利益の各区分に計上するという法人税等会計基準改正案の考え方（法人税等会計基準改正案第29-2項）に併せて、税効果適用指針改正案においても発生源となる取引等の処理と整合させるように株主資本の区分に計上される税効果額の取扱いが改正されている（税効果適用指針改正案第9項(3)、第30項）。

当該税効果会計の取扱いに関連し、税法が改正された場合における取扱い（税効果適用指針第51項）においても、法人税等会計基準改正案第29-2項で示されている税効果額を税効果会計が適用される取引等が計上される区分と同一の区分で計上する取扱いと同様に、株主資本の区分に計上された税効果額に対応する繰延税金資産および繰延税金負債の修正差額を資本剰余金を相手勘定として計上する定めをおくことをご検討いただきたい。

以 上